

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第84号）（建設局自転車政策推進室）

良好な都市環境のより一層の向上を図るため、自転車等の放置の防止に関し、本市、自転車等の利用者及び関係事業者（自転車等の小売又は貸出しを業とする者をいう。）の責務を明らかにするとともに、次に掲げる措置を講じることを定めることとしました。

- 1 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（同法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。）内に存する公共の場所を自転車等撤去強化区域とすること（以下「包括指定」という。）とします。
- 2 包括指定がされていない公共の場所について、自転車等が放置されることにより、機能に障害が生じ、又は良好な都市環境が損なわれるおそれがある場合は、当該公共の場所を自転車等撤去強化区域とすることとします。
- 3 公共の場所以外の場所（不特定かつ多数の者が利用する道路、公園その他の場所に限る。）について、自転車等が放置されることにより、機能に著しい障害が生じ、又は良好な都市環境が著しく損なわれるおそれがある場合において、当該場所の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。）の同意を得たときは、当該場所を自転車等撤去強化区域とできることとします。
- 4 公共の場所に自転車等が放置されているときは、当該自転車等に警告符を取り付け、警告符を取り付けた日から起算して7日を経過したにもかかわらず、当該自転車等がなお放置されているときは、これを撤去し、保管することとします。
- 5 自転車等を撤去するために必要な限度において、市長が鎖の切断等の必要な措置を講じることができ、当該措置により自転車等の所有者又は利用者が受けた損害について、本市が賠償の責めを負わない旨を明確にすることとします。

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第84号

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

京都市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「～第2条の5」に、「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に改める。

第1条中「関し」の右に「、本市、自転車等の利用者、施設の設置者及び関係事業者（自転車等の小売又は貸出しを業とする者をいう。以下同じ。）の責務その他」を加える。

第2条第5号ただし書きを削り、同条第6号中「公共の場所」を「自転車等を正当な権原に基づき駐車することを認められた場所以外の場所」に改める。

第1章中第2条の次に次の4条を加える。

（本市の責務）

第2条の2 本市は、自転車等の放置の防止を図るために必要な施策を実施するとともに、自転車等の放置の防止に関する自転車等の利用者、第2条の4第1項の施設の設置者及び関係事業者の意識の啓発に努めなければならない。

（自転車等の利用者の責務）

第2条の3 自転車等の利用者は、自転車等を放置しないよう努めなければならない。

（施設の設置者の責務）

第2条の4 学校、鉄道の駅その他の公益的施設の設置者及び店舗、事務所その他の施設で、自転車の駐車需要を生じさせるものの設置者は、当該施設の利用者及び従業者（以下「利用者等」という。）による自転車の駐車需要に応じる規模の自転車駐車場を当該施設の敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

2 前項の設置者は、当該施設の利用者等による自転車の放置の防止に努めるとともに、本市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

（関係事業者の責務）

第2条の5 関係事業者は、自転車等の放置の防止に関する顧客の意識の啓発に努めるとともに、本市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

第3条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項前段中「前

項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「市長」を「前項に定めるもののほか、市長」に改め、「大量の」、「著しい」及び「著しく」を削り、「のある」を「がある」に改め、「自転車等撤去強化区域（以下「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 市長は、自転車等が放置されることにより、機能に著しい障害が生じ、又は良好な都市環境が著しく損なわれるおそれがある公共の場所以外の場所（不特定かつ多数の者が利用する道路、公園その他の場所に限る。）を撤去強化区域として指定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該場所の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。）の同意を得なければならない。

第3条に第1項として次の1項を加える。

都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（同法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。）内に存する公共の場所は、自転車等撤去強化区域（以下「撤去強化区域」という。）とする。

第4条第2項中「、当該公共の場所」を「当該公共の場所」に、「生じさせては」を「生じさせ、又は自転車等を長期間放置しては」に改める。

第5条第2項中「相当数の」を削り、同条に次の4項を加える。

3 市長は、公共の場所に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに当該公共の場所から移動するよう警告するための標章（以下「警告符」という。）を当該自転車等の見やすい箇所に取り付けることができる。

4 市長は、前項の規定により警告符を取り付けた日から起算して7日を経過したにもかかわらず、なお自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定により自転車等を撤去するために必要な限度において、当該自転車等と電柱、柵その他の工作物とをつなぐ鎖の切断その他必要な措置を講じることができる。

6 前項の措置により自転車等の所有者又は利用者が受けた損害については、本市は、賠償の責めを負わない。

第6条第1項中「前条」を「前条第1項、第2項又は第4項」に改める。

第8条を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第5条」を「第5条第1項、第2項又は第4項」

に改め、第2章中同条を第8条とする。

第6条の2第1項中「第5条」を「第5条第1項、第2項又は第4項」に改め、同条を第7条とする。

第20条第1項中「第8条第1項に規定する」を「第2条の4第1項に規定する施設の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第3条の改正規定は平成27年7月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 標識の設置その他この条例による改正後の京都市自転車等放置防止条例第3条第2項及び第3項の規定により自転車等撤去強化区域を指定するために必要な準備行為は、第3条の改正規定の施行前においても行うことができる。

(建設局自転車政策推進室)